

## ○添付書類 (1-6)

(有機藻類の認証生産行程管理者(外国含)の認証申請用)

### 〈認証を受けようとする者の氏名又は名称及び住所に関する書類〉 (添付書類 1)

- ① 認証を受けようとする者の氏名又は名称及び住所
- ② 認証を受けようとする者の氏名又は名称及び住所に係る根拠書類  
(グループで申請する場合及び外注管理のある場合、それらを構成する者の氏名又は名称及び住所並びにそれらの根拠書類)

### 〈格付を行おうとする農林物資の種類等〉 (添付書類 2)

- ① 格付を行おうとする農林物資の種類
- ② 格付を行おうとする農林物資の品目
- ③ 養殖業者・採取業者の区分
- ④ 養殖業者にあつては、海面養殖、内水面養殖、陸上養殖の区分

### 〈生産及び保管に係る施設に関する書類〉 (添付書類 3)

#### 1. 生産に係る施設 (養殖場)

- ① 生産に係る施設 (養殖場) の区分 (海面養殖、内水面養殖、陸上養殖) に関する情報
- ② 生産に係る施設 (養殖場) の一覧及び図面 (汚染防止措置、申請外の養殖場との明確な分離、入水系、排水系を明記すること)
- ③ 生産に係る施設 (養殖場) の所在地、面積、構造等に関する根拠書類
- ④ 生産に係る施設 (養殖場) の管理記録 (生育期間が 6 か月未満の藻類にあつては、収穫前 6 か月以上の間、生育期間が 6 か月以上の藻類にあつては、収穫前、当該藻類の生育期間以上の間、使用禁止資材が使用されていないことが確認できること)
- ⑤ 生産に係る施設 (養殖場) の周辺図
- ⑥ 養殖場に関わる水系図あるいは用排水図
- ⑦ 養殖場及び養殖場周辺の航空防除の有無及び航空防除用作業地図 (農薬空中散布実施地域の場合)
- ⑧ 環境に悪影響を及ぼすことなく管理できる藻類の最大の密度に関する事項
- ⑨ 年間 20 t 以上の藻類を養殖する新規の養殖場の場合、その養殖による影響について、環境影響評価に関する事項

#### 2. 生産に係る施設 (採取場)

- ① 生産に係る施設 (採取場) の一覧及び図面 (汚染防止措置、申請した採取場に係る水域と申請外の養殖場・採取場との明確な分離)

- ② 生産に係る施設（採取場）の所在地、面積、構造等に関する根拠書類
- ③ 生産に係る施設（採取場）の管理記録（採取前 6 か月以上の間、使用禁止資材が使用されていないことが確認できること）
- ④ 生産に係る施設（採取場）の周辺図
- ⑤ 採取場に関わる水系図あるいは用排水図
- ⑥ 採取場及び採取場周辺の航空防除の有無及び航空防除用作業地図（農薬空中散布実施地域の場合）
- ⑦ 採取前に採取対象の藻類の資源量の推定に係る情報
- ⑧ 環境に悪影響を及ぼすことなく管理できる藻類の最大の密度に関する事項
- ⑨ 年間 20 t 以上の藻類を採取する新規の採取場は、その採取による影響についての環境影響評価

### 3. 保管に係る施設（収穫又は採取、輸送、調製、貯蔵、包装その他の収穫又は採取以後の行程に係る施設）

- ① 収穫又は採取、輸送、調製、貯蔵、包装その他の収穫又は採取以後の行程に係る管理施設の一覧及び図面（名称、所在地、面積・広さ、明るさ、構造、施設及び機器の清掃、規格に適合しない藻類との混合防止、規格に適合しない資材等からの移染・汚染防止、調製等行程に係る手順図、格付場所等に関する事項含）
- ② 施設内の有害動植物の防除、食品の保存、衛生管理に係る設備等に係る書類

### 〈認証の技術的基準及び組織の要領に関する書類〉（添付書類 4）

#### 1. 組織の機構・運営等に関する要領（規程・手順書・組織図・名簿等）

- ① 組織を代表する者の職務に関する事項
- ② 組織の運営全体に関する事項
- ③ 生産行程管理及び格付の組織の運営に関する事項
- ④ 生産行程管理及び格付を担当する者の任命・職務に関する事項

#### 2. 生産行程管理及び格付についての規程及び手順書等

- ① 次に掲げる生産行程管理責任者の職務に関する規程
  - (1) 生産行程の管理（外注管理含む）又は把握に関する計画の立案及び推進（年間生産計画含）
  - (2) 外注先の選定基準、外注内容、外注手続等、外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進（生産行程の管理において外注管理を行う場合）（生産行程管理外注契約書（外注する場合）含）
  - (3) 生産行程に生じた異常等の処置又は指導及びその防止策
- ② 次に掲げる次項を含む生産行程管理の実施方法に関する規程及び手順書等  
 養殖業者にあつては、f)を除き、採取業者にあつては、b)～d)を除く。

養殖業者が整備すべき内部規程

- a) JAS 0018 の 5.1 に規定する一般管理に関する事項
- b) JAS 0018 の 5.4 に規定する養殖場を使用する種苗に関する事項
- c) JAS 0018 の 5.5 に規定する養殖場における養殖密度に関する事項
- d) JAS 0018 の 5.6 に規定する養殖場における栄養素となる資材の管理に関する事項
- e) JAS 0018 の 5.7 に規定する養殖場及び採取場における有害動植物の防除に関する事項
- f) ~~JAS 0018 の 5.8 に規定する採取場の管理に関する事項~~
- g) JAS 0018 の 5.9 に規定する収穫又は採取，輸送，調製，貯蔵，包装その他の収穫又は採取以後の行程に係る管理に関する事項
- h) 養殖若しくは収穫又は採取に使用する機械及び器具に関する事項
- i) 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項
- j) 苦情処理に関する事項
- k) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

採取業者が整備すべき内部規程

- a) JAS 0018 の 5.1 に規定する一般管理に関する事項
- b) ~~JAS 0018 の 5.4 に規定する養殖場を使用する種苗に関する事項~~
- c) ~~JAS 0018 の 5.5 に規定する養殖場における養殖密度に関する事項~~
- d) ~~JAS 0018 の 5.6 に規定する養殖場における栄養素となる資材の管理に関する事項~~
- e) JAS 0018 の 5.7 に規定する養殖場及び採取場における有害動植物の防除に関する事項
- f) JAS 0018 の 5.8 に規定する採取場の管理に関する事項
- l) JAS 0018 の 5.9 に規定する収穫又は採取，輸送，調製，貯蔵，包装その他の収穫又は採取以後の行程に係る管理に関する事項
- m) 養殖若しくは収穫又は採取に使用する機械及び器具に関する事項
- n) 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項
- o) 苦情処理に関する事項
- p) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

③ 次に掲げる次項を含む格付に関する規程及び手順書等

(1) 検査方法に基づく生産行程についての検査に関する事項

- a) 次の事項について、当該生産荷口の生産行程の管理記録が作成され、かつ、適正に保管されていることの確認。ただし、養殖業者にあつては6)を、採取業者にあつては4)、5)及び7)を除く。

養殖業者の検査項目

- 1) 養殖場又は採取場の所在地
- 2) 生産する藻類の種類
- 3) 作業日及び作業内容
- 4) 使用した種苗の名称及び使用量若しくは購入量 ~~(採取業者にあつては該当しない)~~
- 5) 養殖密度 ~~(採取業者にあつては該当しない)~~
- 6) 採取方法 ~~(養殖業者にあつては該当しない)~~
- 7) 使用した資材の名称及び使用量 ~~(採取業者にあつては該当しない)~~
- 8) 使用した機械及び器具の名称及び管理方法
- 9) 収穫又は採取、輸送、調製、貯蔵、包装その他の収穫又は採取以後の行程に係る管理方法

採取業者の検査項目

- 1) ~~養殖場又は採取場の所在地~~
- 2) 生産する藻類の種類
- 3) 作業日及び作業内容
- 4) 使用した種苗の名称及び使用量若しくは購入量 ~~(採取業者にあつては該当しない)~~
- 5) 養殖密度 ~~(採取業者にあつては該当しない)~~
- 6) 採取方法 ~~(養殖業者にあつては該当しない)~~
- 7) 使用した資材の名称及び使用量 ~~(採取業者にあつては該当しない)~~
- 8) 使用した機械及び器具の名称及び管理方法
- 9) ~~収穫又は採取~~、輸送、調製、貯蔵、包装その他の~~収穫又は採取~~以後の行程に係る管理方法

- b) 当該生産行程の管理記録が当該生産荷口に係るものであることの確認。
- c) 当該生産荷口に係る生産の方法が **JAS 0018 の箇条 5 (生産基準)** に規定する生産基準に適合するか否かについての当該生産行程の管理記録による確認。

(2) 格付の表示、有機藻類の名称表示、並びに認証機関名・認証番号の取り扱いに関する事項（製品の包装デザイン・表示（格付・有機等の名称・認証機関名・認証番号）の見本（生鮮食品に該当する有機藻類にあつては、生鮮食品品質表示基準に基づく表示見本、加工食品に該当する有機藻類にあつては加工食品品質表示基準に基づく表示見本含）

- (3) 格付後の荷口の出荷または処分に関する事項
- (4) 出荷後に有機藻類の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項
- (5) 格付に係る記録の作成・根拠書類の入手及び保存に関する事項（格付・出荷の日より 5 年保存、かつ、JAS 法施行規則**第四十八条**第 1 項第 1 号ニ(11)の規定に整合すること）
- (6) 格付の実施状況についての**認証機関** ASAC による確認業務等の適切な実施に関し必要な事項
- (7) 格付規程に従い格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実に認められるために必要な事項

3. 認証の技術的基準三・五の要件を確認出来る根拠書類(生産行程管理及び格付の責任者・担当者の名簿、講習会修了書、履歴書及び履歴に係る根拠書類等)

〈その他参考となる書類〉(添付書類 5)

- ① 社歴と経営方針と事業内容に関する書類
- ② 資材等の仕入先のリスト
- ③ 養殖業者にあっては、種苗の仕入先のリスト
- ④ 製品の販売先のリスト
- ⑤ 持続的養殖生産確保法及びその他の養殖関連法規並びにその施行条例に基づく許可書類等  
等

〈JAS 法施行規則**第四十八条**及び本会認証業務規程に基づく書類〉(添付書類 6)

- ① 本会認証業務規程第 23 条に基づく認証契約書
- ② 本会認証業務規程第 24 条に基づく質問状に対する回答